

伯耆町部落差別をはじめあらゆる差別をなくする人権尊重に関する条例

平成 17 年 1 月 1 日
条例第 119 号

(目的)

第 1 条 この条例は、すべての国民に基本的人権を保障し、法の下での平等を定めた日本国憲法の理念及び同和対策審議会答申(昭和 40 年 8 月 11 日答申)の精神に基づき、部落差別をはじめあらゆる差別(以下「あらゆる差別」という。)をなくするため、町の責務、町民の責務並びに町の施策等必要な事項を定め、町民の人権尊重及び人権意識の高揚を図り、もって平和で明るく住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(町の責務)

第 2 条 町は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野において町民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(町民の責務)

第 3 条 町民は、相互に基本的人権を尊重し、あらゆる差別をなくするため、人権尊重を図るための施策に積極的に参画するとともに、自らも研修に努め、差別及び差別を助長する行為をしないよう努めるものとする。

(町の施策等)

第 4 条 町は、あらゆる差別をなくするために必要な環境改善対策に関する事業を実施するとともに、人権尊重を基盤にした町政の充実に努め、人権に関する調査・研究、社会福祉の充実、産業の振興、教育文化の向上等に関する施策を積極的に推進するものとする。

2 町は、前項の施策推進に当たっては住民の自主性を尊重し、自立向上の意欲を増進するように配慮しなければならない。

3 町は、第 1 項に規定する施策を推進するため、必要に応じ実態調査を行うものとする。

(推進体制の充実)

第 5 条 町は、前条に規定する施策を効果的に推進するため、国、県及び関係機関との連携を強め、推進体制の充実に努めるものとする。

(人権啓発活動の充実)

第 6 条 町は、町民一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、関係団体との緊密な連携を図り、啓発活動の充実に努め、差別を許さない世論形成や人権尊重の社会風土の改善を促進するものとする。

(審議会)

第 7 条 町は、あらゆる差別をなくし、人権尊重と啓発を図るために必要な施策の策定及び推進に関する重要事項を調査審議する審議会を置く。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。